【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の５第１項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2026年11月10日
【会社名】	センコン物流株式会社
【英訳名】	SENKON LOGISTICS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長　久保田　賢二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	宮城県名取市下余田字中荷672番地の１
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年６月26日に提出いたしました第66期（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の４の５第１項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

３　評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

「3．訂正箇所及び訂正の内容」に記載しております。

1．訂正の対象となる内部統制報告書の提出日

2025年６月26日

2．提出の理由

(1) 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯

当社グループは、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。当社は、役員退職慰労引当金の期末要支給額と実際の支給額との間に乖離が生じたことを受け、監査法人と協議のうえ、内規の内容及び算定方法について再検証を行いました。その結果、当社及び連結子会社１社において、役員退職慰労引当金の算定に当たり、内規に基づく期末要支給額が適切に算定されておらず、過年度に計上した役員退職慰労引当金に不足が生じていたことが確認されました。これを受け、2024年３月期から2026年３月期までの有価証券報告書及び2025年３月期から2026年３月期までの半期報告書について訂正が必要であると判断し、訂正報告書を提出することといたしました。

また、当該誤謬により複数事業年度にわたる決算の訂正が必要となったことを踏まえ、役員退職慰労引当金の算定に関する決算・財務報告プロセスに係る内部統制について、開示すべき重要な不備が存在していたと判断いたしました。このため、上記有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書の「３［評価結果に関する事項］」を訂正するものであります。

(2) 開示すべき重要な不備の内容

「3．訂正箇所及び訂正の内容」に記載のとおりであります。

(3) 訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備の記載がない理由

当該誤謬及びその原因となった内部統制上の不備は、訂正の対象となる内部統制報告書の提出日後に認識されたものであります。このため、当該内部統制報告書の提出日時点においては、当該開示すべき重要な不備を把握しておらず、その内容を記載しておりませんでした。当該内部統制報告書の「２［評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項］」に関して、役員退職慰労引当金の計上は、決算・財務報告プロセスの評価において使用するチェックリストの確認項目に含まれていたことから、当該プロセスは内部統制評価の範囲内に含まれており、評価の基準日も適切であったと判断しております。

一方、役員退職慰労引当金に関しては、算定資料と振替伝票又は勘定残高との照合及び所定の承認手続の有無等について評価していたものの、内規に基づく期末要支給額が適切に算定されていることを確認する統制の整備及び運用状況について、十分な評価手続きができておりませんでした。その結果、当該開示すべき重要な不備を識別することができなかったものと判断しております。

(4) 開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置及び是正の状況

当該開示すべき重要な不備は、本訂正報告書の提出に先立つ検証により認識されたものであります。当社は、役員退職慰労金に係る内規の解釈及び適用方法の明確化、算定に用いる基礎データ及び計算過程の確認手続の整備並びに上位者による算定結果の検証体制の見直しに着手しております。もっとも、これらの是正措置については、整備後の運用状況及び有効性を確認するために一定の期間を要することから、本訂正報告書提出日現在において、当該開示すべき重要な不備の是正が完了したとの判断には至っておりません。今後、「３．訂正箇所及び訂正の内容」に示すとおり是正措置を着実に実施するとともに、その運用状況及び有効性を検証し、決算・財務報告プロセスに係る内部統制を強化することにより、財務報告の信頼性を確保してまいります。

3．訂正箇所及び訂正の内容

訂正箇所は＿＿を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがいまして、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社グループは、過年度の役員退職慰労引当金の計上額に誤謬があることを確認したため、過年度の決算を訂正するとともに、2024年３月期から2026年３月期までの有価証券報告書及び2025年３月期から2026年３月期までの半期報告書について、訂正報告書を提出いたしました。当該誤謬は、当社及び連結子会社１社において、役員退職慰労引当金の算定に当たり、内規に基づく期末要支給額が適切に算定されていなかったことによるものであります。

当社グループでは、算定資料と振替伝票又は勘定残高との照合及び上位者による承認等の手続を設けておりましたが、内規に定める算定方法と実際の算定方法との整合性並びに役員報酬額の改定等が期末要支給額に適切に反映されていることを確認する手続が十分に整備されておりませんでした。その結果、役員退職慰労引当金の算定に係る誤謬を適時に防止又は発見することができなかったことから、役員退職慰労引当金の算定に関する決算・財務報告プロセスに、開示すべき重要な不備が存在していたと判断しております。

当該開示すべき重要な不備が当連結会計年度末日までに是正されなかった理由は、当該誤謬及びその原因となった内部統制上の不備を認識した時期が、当連結会計年度末日後となったためであります。当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、役員退職慰労金に係る内規の解釈及び適用方法の明確化、算定に用いる基礎データ及び計算過程の確認手続の整備並びに上位者による算定結果の検証体制の見直しを進めております。これらの改善を通じて、役員退職慰労引当金の算定に関する決算・財務報告プロセスに係る内部統制を強化し、財務報告の信頼性を確保してまいります。